

産後ケア実務助産師研修修了者申請に関する 都道府県助産師会の手引き書

(2022年度 申請者用)

1 はじめに

1.1. 産後ケア実務助産師研修とは

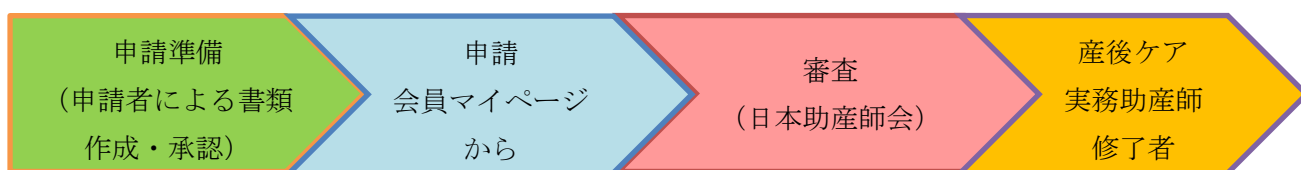
令和元年12月6日に母子保健法の一部を改正する法律が公布されました。この法律において、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケアの実施が市町村の努力義務として法定化され、令和6年度末までに全国展開を目指すこととされました。また、産後ケアガイドラインでは、産後ケアは、助産師等の看護職が中心となり、母子への支援を行うこと、ケア実施者は定期的な研修を受けることが明示されています。そのため、本会として、2019年度より産後ケア実務助産師研修を行うこととしました。要件を満たした助産師については、日本助産師会の産後ケア実務助産師研修修了者となります。以下に申請方法の詳細を紹介するとともに、都道府県の助産師会の皆様に置きましては申請書類の取りまとめと、申請者一覧の提出をお願いしたく、以下の手順に基づきまして送付手続きを何卒よろしくお願ひいたします。

1.2. 本要綱・手引きについて

本要綱・手引きは、産後ケア実務助産師研修を終了した者の2022年度の新規申請者の申請手順について、都道府県助産師会の担当者向けに作成しております。

産後ケア実務助産師研修修了者申請の手引き書(2022年度申請者用)も別途ご参照ください。

1.3. 産後ケア実務助産師研修修了者申請の全体構成



2. 申請者の要件

2.1 前提要件

- ▶申請時点で公益社団法人日本助産師会会員である者。
- ▶「今こそ知りたい 助産師のための産後ケアガイド」を精読し内容を理解している者。

2.2 研修要件については 産後ケア実務助産師研修修了者申請の手引き書を別途ご参照ください

3. 会員マイページからの申請

※ 申請者から提出された申請書類の確認は必要ありません。

申請者から、2023年3月31日までに会員マイページのファイル提出機能を利用して日本助産師会へ書類が提出されます。

様式1：申請書

様式2：ポートフォリオ

様式3：署名用書式

様式4：実習修了承認書【必要な人のみ】

*必要な書類は、申請者によって異なります（産後ケア実務助産師研修修了者申請の手引書を参照）。

都道府県助産師会では、所属会員の申請状況は「ファイル提出者一覧」から確認できます。申請者から提出された申請書類は閲覧できません。

4. 審査と結果送付

以下の日程で審査と結果送付が申請者に行われます。

2023年3月1日

申請
(会員マイページ)

2023年3月31日

2023年4月1日

審査
(日本助産師会)

申請者本人へ
結果送付

2023年7月まで